

市町村合併の

ココが知りたい！

（その3）

市役所が遠くなり、不便にならない？

新潟地域合併問題協議会（任意協議会）では、新潟市を除く十二市町村の現在の市役所や役場を合併後に「支所」とすることで合意しています。

その組織や事務処理体制についても、合併前の行政サービス水準を確保できるように、窓口部門の事務を今までどおり取り扱うこととしています。同時に「支所」に一定の権限を付与する方向で今後検討していくこととしています。

場合には区制が実施され、それぞれには区役所が置かれることとなります。本庁と区役所では役割を分担し、区民の日常生活に密接にかかわりのある行政サービスについては、区役所で済ませられるよう、また区民の区政への参画を指します。さらに、区域のことは区役所対応できるよう、特色あるまちづくりの推進に必要な予算や契約などの執行権限、一定の人事権の区長への移譲を検討することとしています。

中心部だけが良くなり、周辺部がさびれるのでは？ 地域の声は しっかり届くの？

合併にあたっては、それぞれの地域の果たす役割が十分に発揮されるとともに、新市の一体性の確保や均衡ある発展が図られるよう「合併建設計画」によって具体的な事業計画を定め、計画的に事業を実施していきます。

また合併後は、地域住民の声が施策に十分反映されるように、新潟市を除く十二市町村にそれぞれ「地域審議会」を設けることとしています。

「地域審議会」は、産業経済団体などの代表者や学識経験者、公募により選任された委員三十人以内で構成され、建設計画の執行状況や変更、所管区域のまちづくり計画の策定などについて、市長の諮問に応じて審議し、答申します。さら

に必要なとめとめる事項については、市長に意見を述べることとしています。

政令指定都市に移行した場合には、区ごとに「地域審議会」に代わる新たな付属機関を置くこととしています。同時に、地域の個性や特性を生かした自主的・自立的なまちづくりを推進するため、区民や自治組織、NPOなど地域におけるコミュニティ組織の意見を反映させる機関の設置を検討するなど、区民の区政への参画を目指します。またコミュニティ組織の育成・支援や、公共施設のコミュニティ組織への運営委託を検討するなど、区民との協働による区政の実現を目指すこととしています。

◆合併についてご意見は、企画調整課 合併調査室へ。

- お手紙 ☎ 956-8601 住所記載不要
- 電子メール ☉ gappei@city.niitsu.niigata.jp へ。

◆合併に関する情報は、こちらもご覧ください。

- 新津市ホームページ <http://www.city.niitsu.niigata.jp/>
- 新潟地域合併問題協議会ホームページ <http://www.niigatachiiki-gappei.jp/>